

八王子市告示第175号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号。以下「法」という。）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第3項において準用する法第6条第2項の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和7年5月30日

八王子市長 初 宿 和 夫

記

1 形質変更時要届出区域

別図のとおり（住所地：八王子市石川町2967番地3の一部）

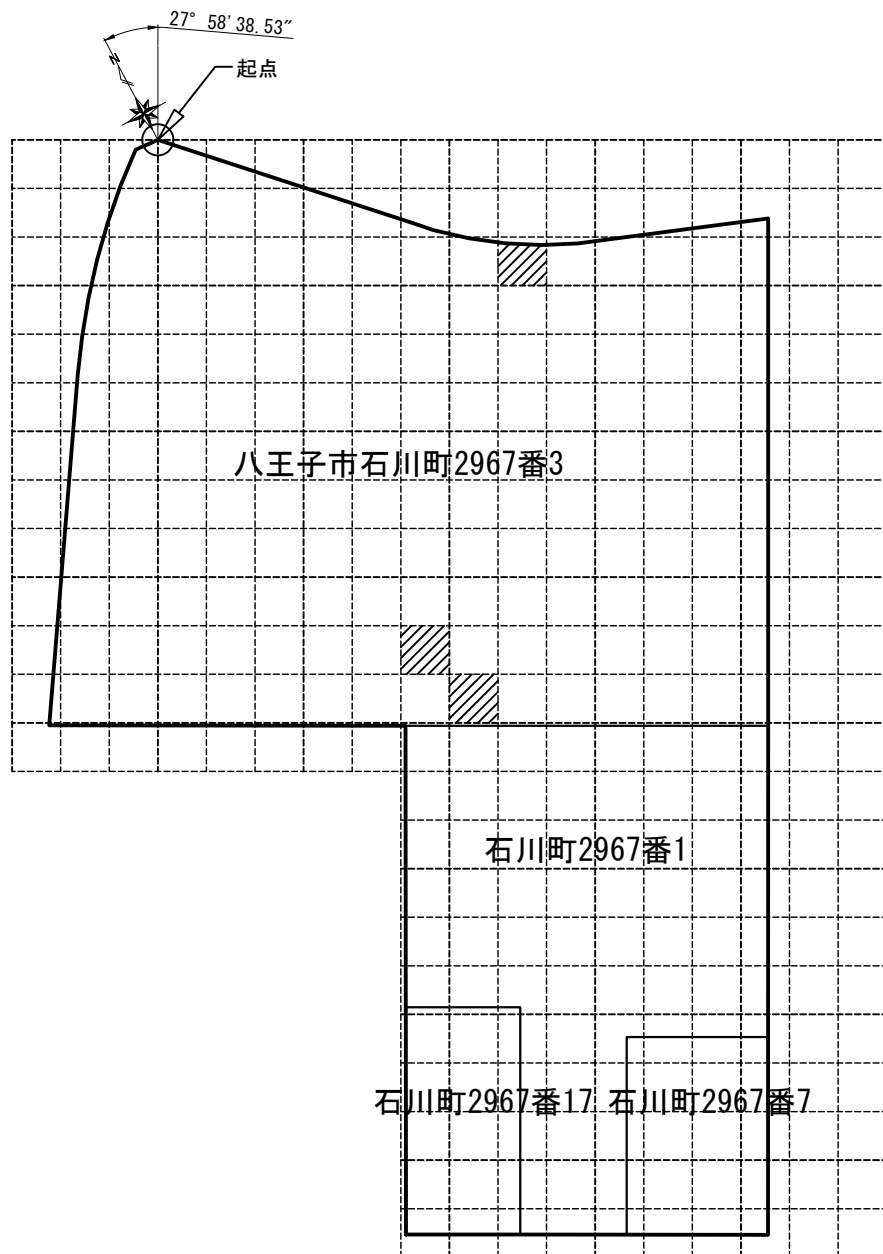
2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

<問合せ先>

環境部環境保全課

別図



【起点 (X:-36112.025、Y:-42565.112)】
 起点は、八王子市石川町2967番3の最北端とする。

凡 例

- 調査対象地
- 単位区画
- ▨ 形質変更時要届出区域

【格子の回転角度（27度58分38.53秒）】
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと並行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。